7　原子力損害に関する損害賠償責任
トルコ共和国政府は、憲法上の手続に従い、原子力損害に関する損害賠償責任に関する法的枠組みを設けるための措置をとる。
8　人材養成及び現地化
(a)　事業会社及びトルコ共和国政府によって合意される条件に従い、トルコ共和国の国民が事業のために訓練され、及び雇用される。
(b)　事業会社及びトルコ共和国政府によって合意される条件に従い、トルコ共和国の国民が同国の原子力産業に係る能力の開発のために訓練される。
(c)　事業会社は、運転に従事する職員（トルコ共和国の国民を含む。）の訓練のための包括的な模擬運転装置を建設する。
(d)　事業会社は、トルコ共和国政府からの助言を考慮し、目標となる現地化率を含む現地化計画を作成し、実施する。当該現地化率は、事業の実行可能性調査及び経済影響評価を通じて定められる。
9　技術移転
トルコ共和国政府及び事業会社は、ＡＴＭＥＡ１型炉に係る技術の提供者と協力し、実行可能性調査及び経済影響評価の結果に妥当な考慮を払いつつ、事業の実施のための技術移転計画を作成する。
10　他の不可欠な要素
目的、権限のある当局、協力の分野、原子力技術・訓練センター、核燃料の供給、ビジネスモデル、工程表、トルコ共和国政府の権利及び義務、事業会社の権利及び義務、基盤、土地に関する権利、事業用地へのアクセス、認可、免許及び許可、収用、電気の所有権及び電気の売却、資金調達の仕組み、租税、奨励措置、保険、賠償責任、第三者損害賠償責任、原子力産業地域、経済影響評価、社会的責任、啓発及び公衆の容認、労働者の安全、セキュリティ、使用済燃料及び廃棄物の管理、廃止、制裁、補償、秘密、紛争解決、不可抗力並びに知的財産権
注　この文書は、施設国政府契約の内容を制限するものではない。

○厚生労働省告示第三百四十九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

平成二十七年八月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一平成二十六年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）の項中「（同年度の四月から六月までの期間に限る。）」を削り、「年七・二七パーセント」を「年十一・六一パーセント」に改め、同表平成二十六年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）の項及び平成二十六年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）の項を削る。

別表第二に次のように加える。

平成二十八年	年十一・六一パーセント

○農林水産省告示第千九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町槻木字阿世理二八八、二八九の一、二九一、二九二の一、二九二の二、二九三の一、二九四の一、字鈴ノ尾二九五の二、二九五の四、字上ノ平三五〇八の一、三五〇八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町吉野字大平一一五、一一二一、一一二二、一一二四、一一二六、一一二七の一、一一二七の二、一一二八、一一三八、一一四〇、一一四一、字永見一一四二、一一四四、一一四六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平一一五・一一二一・一一二二・一一二八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　解除の理由　道路用地とするため
二　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(一)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(二)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年八月十八日

農林水産大臣　林　芳正